

沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部授業料等徴収条例
の一部改正について

沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部授業料等徴収条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部授業料等徴収条例
の一部を改正する条例

第 1 条 沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部授業料等徴収条例
(昭和38年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「第 3 条第 1 項の高等学校等就学支援金」の次に「又は高等学校
等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和 7 年 4 月 8 日文部
科学大臣決定）による高校生等臨時支援金」を加える。

第 2 条 沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部授業料等徴収条例の
一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「又は高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）
交付要綱（令和 7 年 4 月 8 日文部科学大臣決定）による高校生等臨時支援金」を削
る。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施
行する。

「提案理由」

国の高校無償化に係る高校生等臨時支援金の交付に伴い、授業料の徴収方法等に係る規定を改めるものである。